登別市告示第２０５号

公示送達書

差押関係書類について、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、地方税法第２０条の２の規定により公示送達します。

なお、当該書類は、登別市市民生活部税務グループに保管し、送達を受けるべき者に対し、いつでも交付します。

また、この掲示を始めた日から起算して７日を経過したときは、当該書類の送達があったものとみなされます。

令和　８年１１月１９日

登別市長　小笠原　春　一

記

公示送達を受けるべき者　　別紙「差押関係書類公示送達者一覧」のとおり

差押関係書類　公示送達者一覧

1　差押調書謄本（滞納者用）

住所（所在地）	氏名（名称）
北海道苫小牧市澄川町２丁目１０番１３号	出口　諒

2　配当計算書（謄本）

住所（所在地）	氏名（名称）
北海道苫小牧市澄川町２丁目１０番１３号	出口　諒
北海道室蘭市母恋南町１丁目６番３号	荒關　秀之